

昭和十八年法律第六十一号

昭和十八年法律第六十一号（占領地軍政官
憲ノ為シタル行為ノ法律上ノ効力等ニ関ス
ル法律）

占領地軍政官憲ノ為シタル届出ノ受理其ノ他
ノ行為ニシテ戸籍法其ノ他ノ法律ニ依リ領事官
ノ為ス行為ニ相当スルモノハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ之ヲ当該法律ニ依リ領事官ガ為シタルモノ
ト看做スコトヲ得

前項ノ規定ハ在留臣民其ノ他ノ者ガ占領地軍
政官憲ニ対シ為シタル届出其ノ他ノ行為ニシテ
戸籍法其ノ他ノ法律ニ依リ領事官ニ対シテ為ス
行為ニ相当スルモノニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム